

各都道府県知事
各政令指定都市市長 殿
(男女共同参画担当課、契約担当課扱い)

内閣府男女共同参画局長
林 伴 子 (公印省略)

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する
実施要領の一部改正について (通知)

平素より、女性の活躍推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。) 第 24 条第 1 項の規定に基づき、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等 (以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。) を加点評価する取組を進めているところ、同条第 2 項においては「地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。」と規定されています。

今般、国等における本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領 (平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣 (男女共同参画) 決定。以下「実施要領」という。) を改正しましたので、下記のとおり、改正の内容を御了知いただくとともに、本取組に準じた施策の積極的な実施をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市区町村 (政令指定都市を除く。) に対して、本件について周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 (技術的な助言) の規定に基づくものです。

記

1 改正の概要

(1) 主な改正内容

- ① 令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から、一般事業主行動計画の策定義務の対象が常用労働者「301 人以上」から「101 人以上」の事業主に拡大されることに伴い、同計画の策定による加点評価の対象について、計画の策定が努力義務である企業が計画を策定した場合に限定するため、常用労働者「300 人以下」から「100 人以下」に改正。(第 1 の 1. (2)②及び別紙 1 関係)
- ② 毎年度、内閣府が実施する取組状況の調査・公表事項について、取組を実施した調達に関する加点評価の実施状況や、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札

参加及び受注の状況等、新たに実施する項目を含めて明記。(第3の1. 関係)

- ③ 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)に基づき、令和4年4月1日から、くるみん認定やプラチナくるみん認定の基準が引き上げられることを踏まえ、これらの認定に係る配点について、その難易度に応じて引上げを行うとともに、トライくるみん認定の新設を踏まえ同認定の区分を新設。(別紙1 関係)

(2) 施行期日

令和4年4月1日

2 本施策の積極的な実施について

地方公共団体におかれましては、女性活躍推進法第24条第2項の規定を踏まえ、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式又は企画競争方式)においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する国等の取組に準じた施策の積極的な実施をお願いいたします。

別添資料

- 別添1 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の一部を改正する決定
- 別添2 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(改正後 溶け込み版)
- 別添3 公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について(令和2年度)